

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	
310709004	元年7月9日	元年9月10日	元年10月28日	共済組合における保険証の性別記載の取扱いについて	国民健康保険における保険証の性別記載については、性別同一性障害などの事情がある場合には裏面記載とすることが可能である、厚生労働省からの通知によって明示されています。 この対応について、国家公務員や地方公務員、私学教員等の所属する共済組合においても同様の取扱いである旨を通知等で明示していただけないでしょうか。	公務員にも同様のコースがある一方、厚労省の通知では共済組合の取扱いが明示されていないため、個人が裏面記載等の対応を希望するにあたって保険者との交渉が難航することがあります。 参考:国民健康保険被保険者証の性別表記について(回答)平成24年9月21日Y個人発021第1号/自治体松江市長より厚生労働省保険局国民健康保険課長通知 https://kousei.yokuhon.go.jp/tokaihoukoku/ryyo_hoken/kissai/kissais/0207.pdf	個人	警察庁 総務省 財務省 文部科学省	【警察庁】警察共済組合の組合員証等の性別記載については、実例が発生した際に保険者において検討・判断しているところです。 【総務省】地方職員共済組合、東京都職員共済組合、指定都市・市町村・都市職員共済組合の組合員証等の性別記載については、実例が発生した際に保険者において検討・判断しているところです。 【財務省】国家公務員共済組合の組合員証等の性別記載については、厚生労働省からの通知に沿って、実例が発生した際に保険者において検討・判断しているところです。 【文部科学省】私学共済の加入者証等及び公立学校共済組合の組合員証等の性別記載については、法令等の明示的な規定はなく、実例が発生した際に保険者において検討・判断しているところです。	現行制度下で対応可能	【警察庁】厚生労働省からの通知を踏まえた対応がされるよう、改めて通知等により周知します。 【総務省】厚生労働省からの通知は平成24年に地方職員共済組合、東京都職員共済組合、指定都市・市町村・都市職員共済組合に参考として情報提供していますが、当該通知を踏まえた対応がされるよう、改めて通知等により周知します。 【財務省】厚生労働省からの通知を踏まえた対応がされるよう、改めて通知等により周知します。 【文部科学省】厚生労働省からの通知を踏まえた対応がされるよう、改めて通知等により周知します。	
020317034	2年3月17日	2年4月23日	2年6月24日	次世代医療基盤法の活用促進に向けた制度整備	通常のオプトアウトを可能とするなど、患者に対する通知要件を緩和するとともに、匿名加工医療情報に関する標準的なデータ提供フォーマットを制定すべきである。	次世代医療基盤法の施行により、患者の検査や治療、保健指導に関する情報を活用した医療サービスの高度化・効率化や健康・医療に関する先端的な研究開発、新産業の創出等の効果が期待されている。しかしながら、医療データの取得・活用の観点から以下2つの問題点が存在し、同法に基づくスキームが円滑に運用することが難しいと推察される。 ① 丁寧なオプトアウトによるデータ提供にあたり、初回受診時の書面通知が前提とされるため、医療従事者の負担増につながるが、医療機関から認定事業者へのデータ提供が進まない可能性がある。 ② 認定事業者の増加が見込まれるなか、匿名加工医療情報のデータ提供フォーマットが規定されていないため、複数の認定事業者からデータを提供された利用者における情報の比較・分析が難しくなる可能性がある。	(一社)日本経済団体連合会	内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	①医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第20号、以下「次世代医療基盤法」という。)第30条で定める本人への通知については、同法第4条第1項に基づき定められた基本方針において、「本人に対するものであり、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法により行うこととする。具体的方法については、医療情報取扱事業者の事業の性質及び医療情報の取扱い状況に応じて適切に対応することが求められるが、医療機関等の場合には、法施行前から通院している患者を含め法施行直後の受診時に書面により行うことを基本とする。」となっており、 ②匿名加工医療情報のデータ提供フォーマットについて規制は存在しません。	①次世代医療基盤法第30条、同法方針3(2) ②なし	①対応不可 ②事実確認	①医療情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)における「要配慮個人情報」に該当するものであり、利用を進める一方で医療情報に係る本人の権利利益の保護に適切に配慮する観点から、通知が本人に認識される機会を総合的に確保することが必要です。そのため、基本方針に記載のとおりとなっております。 ②制度の現状欄に記載のとおりです。
020317036	2年3月17日	2年4月23日	2年5月27日	医療データの2次利用に向けた患者同意の電磁的取得の促進	以下2点の措置を講じることにより、患者同意の電磁的取得を促進すべきである。 ① ガイダンスの「適切な同意を受けている事例」を周知徹底すること。 ② 「医学研究等に係る倫理指針の見直しに関する合同会議タスク・フォース」の『医学系指針』及び『ゲノム指針』の見直しに関する取りまとめに記載された、電磁的方法での同意取得の規定を早期に実現すること。	人を対象とする医学系研究の実施にあたって医療機関から提供を受けた医療データを2次利用する際には、医療従事者から患者への説明と患者の同意取得(インフォームド・コンセント)が必要となる。その際、全ての関係者は「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の遵守が求められる。両指針については、各規定の解釈や具体的な手続きの留意点等を説明するガイダンスが用意されている。このような中、患者の同意取得について、指針の中には電磁的方法に関する記載がないものの、ガイダンスでは、「適切な同意を受けている事例」として電磁的な手段が明記されており、指針とガイダンスの差異により、医学系研究の実施主体は書面での同意取得と当該書面の物理的管理を実施しているケースが多い。スマートフォンプリ等の電子ソフトウェアを用いた医療データの取得・活用が進むなか、書面に基づく措置の実施は関係者の負担となっており、医療データの2次利用が十分に広がらない一因となっている。	(一社)日本経済団体連合会	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	①について、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成29年文部科学省・厚生労働省告示第1号、以下「医学系指針」という。)(において)、既存の医療データを研究目的として2次利用する際、第12の1(2)(3)(4)で掲げる条件を満たす場合は、倫理審査委員会の意見を聞いた上で研究対象者等に研究内容を通知又は意見を聞き、拒否機会を保障することによりものとされています。 なお新たに試料・情報を取得して研究を実施しようとする場合のうち、侵襲・介入を伴わず人体から取得された試料を用いない等一定の条件を満たす研究に当たっては、研究対象者の適切な同意を得ることとされており、ここにいう「適切な同意」には、電磁的記録による書面の受領も含まれるものと解釈しています(「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」第12の(1)12)。	「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」及び「ゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の見直しに関する取りまとめ(令和2年1月24日、医学研究等に係る倫理指針の見直しに関する合同会議)を公表しました。 この取りまとめにおいては、文書による〇に代えて、電磁的方法により〇の取得を可能とする方向性が示されており、現在の取りまとめを踏まえ、両指針の統合による新たな指針の制定に向けた具体的な検討を行っているところです。電磁的方法により〇を受けるとが可能であることについても、見直し後の統合指針及びガイダンスにおいて明記する方向で検討しており、令和2年度中の告示を目指しているところです。	対応	
020317044	2年3月17日	2年4月23日	2年5月27日	国立大学法人の入札参加における申請書類の様式統一および電子化	入札参加申請手続における必要書類の様式を統一するとともに、電子的な提出を可能とすべきである。	国立大学法人の入札案件(建設工事等)に参加するにあたり、同一の内容にもかかわらず大学毎に申請書および添付書類の様式が異なっている。このため、広域で活動する事業者には大学毎の様式に個別対応しなければならず、煩雑な事務負担が生じ生産性を低下させている。	(一社)日本経済団体連合会	文部科学省	国立大学法人における入札は、各法人の会計規程等に基づき、各法人において手続が行われています。 また、国立大学法人の入札手続きは、文部科学省の電子入札システムにより参加申請が落札決定まで行うことが可能となっています。	なし	検討を予定	国立大学法人における入札は、各法人がそれぞれの会計規程等に基づき手続きを行っていることから、文部科学省における入札手続きを定めた通知については、各国立大学法人にも参考されています。 今後は、入札関係書類について、同一様式の共有化を推進する方向で検討します。 また、文部科学省の電子入札システムについては、引き続き国立大学法人の利用も可能とする運用をしていきます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議（各ワーキング・グループ）において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号（◎、○、△）については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎：各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- ：所管省庁に再検討を要請（「◎」に該当するものを除く）する事項
- △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
020322001	2年 3月22日	2年 4月23日	2年 5月27日	本年度に限る医療福祉系資格の実習期間短縮、免除等措置	本年度に限り、医師、歯科医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等、医療、福祉系資格者養成大学、短期大学、専門学校における実習期間の短縮または免除、代替措置をお願いします。	コロナウイルスが終息しない中で、限られた医療、福祉のリソースを実習に割くことは、現場への負担が大きいため、また教育課程にある学生を現場に出すことは患者、利用者への懸念が強くなることとなります。また、学生は比較的若い者が多いのですが、患者は有病であり、また、利用者は高齢、あるいは障がいのある方です。そのため、学生が認識なく患者、利用者に感染させてしまう懸念があります。	個人	文部科学省 厚生労働省	<p>医師・歯科医師の養成課程については、実習内容について法令等に定められているものではなく、各大学においてその教育内容が検討・実施されています。</p> <p>上記以外の医療系職種の実成においては、省令により、病院等での臨床実習を含む教育内容を基準として示しており、各学校において実習科目を開設し実施しています。加えて、社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士の養成課程における学習内容については、省令等で定められており、実習については各資格の専門性に照らしてそれぞれ定められた社会福祉施設等で実施するものとされています。</p>	<p>大学設置基準（昭和31年10月22日 文部省令第28号）、産科助産師看護師学校養成所指定規則（昭和28年8月10日文部省令・厚生省令第1号）、診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和24年12月11日文部省令・厚生省令第4号）、臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和45年文部省令・厚生省令第3号）、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和41年3月30日文部省令・厚生省令第3号）、聴覚訓練士学校養成所指定規則（昭和46年文部省令・厚生省令第2号）、盲聾聴覚士学校養成所指定規則（平成10年文部省令・厚生省令第2号）、臨床工学士学校養成所指定規則（昭和63年文部省令・厚生省令第2号）、聴覚訓練士学校養成所指定規則（昭和63年文部省令・厚生省令第3号）、教員免許士学校養成所指定規則（平成25年4月14日文部省令・厚生省令第2号）、歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和25年文部省令・厚生省令第1号）、歯科工学士学校養成所指定規則（昭和31年厚生省令第3号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅうりゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省令・厚生省令第3号）、看護士学校養成施設指定規則（昭和47年文部省令・厚生省令第2号）、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第3号）、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第2号）、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号）、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一級養成施設等指定規則（平成10年厚生省令第12号）、精神障害者の医療及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号）</p>	対応	医療系学部等の実習については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について（令和2年2月28日事務連絡）」で通告又は学内実習等に代替することも可能である旨を通知しており、各養成学校等が教育の質を維持することを前提に、適切に対応を検討されているところです。	
020331001	2年 3月31日	2年 4月23日	2年 5月27日	遠隔授業についての著作権法の改正	1) 現行の著作権法35条は、対面授業を前提としての遠隔授業を想定しての法文であるが、これを対面授業なしで可能になるように改正する。（法改正） 2) あわせて大学生のパソコン保有率が低く、ネット接続環境が悪いと思われることから、大学生がパソコンを購入する場合の補助制度や金融的な支援制度を設ける。（予算）	<p>提案が実現すれば、新型コロナ対策だけでなく、長期的に全国どこでも選択する大学の授業の聴講ができることから大学生の大都市への集中抑制につながり、地方創生にも寄与する。</p> <p>理由として 1)については以下を参照されたい。 https://www.landerblue.co.jp/1847/ 2)については、大学生はスマホしか持っていない者も多く、通信容量の制限やwifi環境が悪いため、Zoomの使用に不安がある。パソコンを購入し利用に制限がないのが望ましいが、学生には購入時に金銭的負担が大きいの。</p>	個人	文部科学省	<p>1) 今般、新型コロナウイルス感染症の流行に伴うオンラインでの遠隔授業等のニーズに対応するため、平成30年改正著作権法により創設された「授業目的公衆送信補償金制度」が、当初の予定を早め本年4月28日から施行されました。これにより、予習・復習・自宅学習用の教材をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やチャットでの授業において講義映像や教材をインターネットで児童生徒等に対して送信することなどについて、学校の設置者が補償金を指定管理団体に支払うことで、個別の許諾を要することなく実施できるようになりました（令和2年度に限り、補償金額は特例的に無償となっています）。</p> <p>2) 文部科学省では、令和2年度補正予算において、大学等における遠隔授業の環境構築に必要な経費として約27億円計上しており、その中で、大学等の必要に応じて、①大学側のカメラ・音声機器等の整備費、②通信環境の確保が難しい学生のための貸与用のモバイルルーター等の整備費、③遠隔授業の実施に当たってのサポートスタッフの配置に係る費用、に対する支援を予定しております。また、学生の通信環境に関して、通信事業者との協力で50GBまで追加料金なしで利用できる特別支援措置を提供いただいているところです。</p>	<p>1) 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十五条</p> <p>1) 対応 2) 対応</p>	<p>1) 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>2) 令和2年度補正予算において、学生のための貸与用のモバイルルーター等の整備費を含め遠隔授業に必要な経費を計上しています。補助金申請の手続き等は補正予算成立後、5/1(金)に各大学等に案内しており、申請手続きを開始しております。支払要綱については定まり次第、案内予定ですが、</p>		